

聖籠町議会告示第一号

聖籠町議会政務活動費の交付に関する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

聖籠町議会議長 須貝 龍夫

聖籠町議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、聖籠町政務活動費の交付に関する条例(平成二十五年聖籠町条例第二号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第二条 条例第五条第一項及び第三項に定める様式は、様式第一号及び様式第二号によるものとする。

(交付決定)

第三条 条例第六条に定める様式は、様式第三号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第四条 条例第七条第一項及び第二項に定める様式は、様式第四号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第五条 議長は、条例第八条第一項及び第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、様式第五号により町長に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第六条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して五年を経過する

日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第七条 条例第十一条第二項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して三十日を経過した日の翌日から行うことができる。

2 前項の収支報告書の閲覧は、議会議務局長が指定する場所で行う。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町議会議員

㊟

年度政務活動費交付申請書

聖籠町議会政務活動費の交付申請に関する条例第 5 条第 1 項
(第 2 項) の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

金 円

ただし、 年 月分 ～ 年 月分

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町議会議員 ④

年度政務活動費変更交付申請書

聖籠町議会政務活動費の交付申請に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり変更申請いたします。

記

変更内容

年 月 日

聖籠町議会議員

様

聖籠町長

印

年度政務活動費交付決定通知書

聖籠町議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、
下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知します。

記

金 円
ただし、 年 月分 ～ 年 月分

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町議会議員

㊟

年度政務活動費請求書

聖籠町議会政務活動費の交付申請に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

金 円 年 月分 ～ 年 月分
ただし、

年 月 日

聖籠町長 様

聖籠町議会議長 印

政務活動費収支報告書 (写) の送付について

聖籠町議会政務活動費の交付に関する規程第 5 条の規定により、
年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。